

宮田村里山整備方針

平成30年7月制定

1 目的

宮田村において、森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための森林整備を効果的に進めるため、里山の整備方針を定める。

2 里山整備方針作成にあたっての基本的な考え方

宮田村の集落周辺に広がる里山は、古くは地域の共有林として管理され個人分割された森林が多く、現在、森林の燃料としての利用が低下したことに伴い、整備が行き届かずに放置された森林が目立つようになっている。

森林所有者の山離れも深刻で、このまま放置すれば倒木や山崩れなど災害の発生を誘引することも懸念される。

このため、県から提示された科学的な知見等に基づく優先整備箇所を基本としつつ、宮田村地域防災計画等に基づき「防災・減災」の観点から優先的に整備を実施すべき箇所を明らかにして、平成30年度から34年度までの5か年間で森林づくり県民税を活用した「防災・減災」のための里山の整備を推進する。

3 対応方針

県から提示された科学的な知見等に基づく優先整備箇所について、現地調査等による点検を行い、必要性及び実行の確実性等を勘案して優先整備箇所として選定する。

また、これ以外にも、災害の履歴のある森林及び宮田村地域防災計画で定める土砂災害危険箇所において、整備を実施すべき森林を優先整備箇所として選定する。

4 図面

別添のとおり

(優先整備箇所及び里山整備利用地域の認定地域を図示したもの。縮尺、着色は任意)

5 里山整備方針付属一覧

別紙(様式第2号)のとおり